

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2018

月刊

中小企業レポート

8

No.501

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

長野県のものづくり産業振興の指針



県内企業が県外プロフェッショナル人材を雇用した場合、
就業中の給与等経費の一部を助成します。

「しあわせ信州UI」ターン就業補助金」のご案内

補助対象者	県内に事業所等を有し、県外のプロフェッショナル人材を県内で雇用しようとする法人または個人事業主 ※資本金・出資金の総額が10億円未満の法人、常時使用する従業員が1,000人未満の法人・個人事業主が対象です。
プロフェッショナル人材とは	概ね5年以上の勤務により事業の計画・運営などの実績を有し、受入先の企業で事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材
対象経費	企業が負担するプロフェッショナル人材に係る以下の経費 ①給与（給料、手当、出向負担金） ②本人及び家族の転居に要した経費 ③申請事業者の採用面接及び事業所の見学に要した経費（公共交通機関の使用に要した実費額）及び宿泊費（食費を除く） ④転居する住居の貸主に支払う礼金（後に貸主から返還されるものを除く。）
補助対象期間	試用就業の場合…雇用開始から3か月（有期雇用契約または出向契約の期間が限度） 正式採用の場合…雇用開始から2か月
補助率	対象経費①は1/2以内、ただし、重点分野（県ホームページに該当する分野を掲載）に就業の場合2/3以内、②は10万円以内、③は2万円以内、④は6万円以内で、それぞれ実費額について限度額以内で10/10を補助
手続きの流れ	補助金の認定・交付申請書は、就業開始14日前までに提出してください。 採用決定 (内定) ➡ 補助金の認定・ 交付申請手続き ➡ 雇用開始 ➡ 期間終了後に実績報告、 補助金の請求手続き ➡ 補助金の支給

お問い合わせ・申請書提出先（申請前に必ずお問い合わせください。）
長野県庁 産業労働部 労働雇用課 雇用対策係
TEL：026-235-7201（直通）E-mail：koyotai@pref.nagano.lg.jp

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業 退職金 積立制度

「中退共」で検索！
<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

（国）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2018

8

No.501

第501号 平成30年8月10日発行
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2018

8

No.501

-
- 2 **特集**
長野県のものづくり産業振興の指針
-
- 6 **中央会インフォメーション**
-
- 8 **全中インフォメーション**
-
- 9 **市町村のイチオシ！**
飯田市
-
- 10 **好機逸すべからず**
有限会社小林精螺製作所（長野市）
株式会社ワカ製作所（東筑摩郡麻績村）
-
- 12 **弁護士の話**
「親族内承継 2 ～現経営者の
債務・保証への対応～」
-



〈表紙写真〉飯田市のシンボル「りんご並木」

1947（昭和22）年の大火で、飯田のまちが燃えてしまった後、飯田東中学校の生徒が「自分たちの手で美しいまちをつくろう」とりんごの木を植えたのが、りんご並木の始まりです。

りんご並木はその誕生の物語とともに、飯田市民の“心のシンボル”となっています。

長野県のものづくり 産業振興の指針

長野県ものづくり産業振興戦略プランについて

～高付加価値型産業への体質転換～

長野県の製造業は、県内総生産の約3分の1を占め、本県経済のけん引役であるとともに、県民生活を豊かにするうえで、重要な役割を果たす産業です。

しかしながら、第4次産業革命とも呼ばれる技術革新や経済・社会のグローバル化の進展、人口減少、少子・高齢化により労働力が減り続けるなど、ものづくり産業を取り巻く環境は大きく変わることが予想されます。

このような状況においても、引き続きものづくり産業を発展させていくため、県では「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」を策定しました。

今後、このプランに基づき、産業イノベーションの創出に向けて積極果敢にチャレンジするものづくり産業の集積を進めていきます。

位置付け

本プランは、県政運営の基本となる「しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」(計画期間：2018年度(平成30年度)から2022年度までの5年間)の実現を、製造業振興の面から支えるものとして位置付けています。

具体的には、6つの「政策推進の基本方針」の1つである、「産業の生産性が高い県づくり」に基づく個別計画であり、「学びと自治の力」を推進エンジンとして、「共創」により政策を展開することにより、「産業の生産性が高い県」の実現に貢献するものです。

プランの性格

- ◇ 旗 印 今後、本県の製造業が目指すべき姿やその実現に向けた道筋を示す旗印
- ◇ 拠 所 企業、大学、産業支援機関、行政機関、金融機関等が一体となった取組を推進する上での拠り所
- ◇ 発 信 本県の産業立地上の優位性や働く場としての魅力等をアピールするため、

本県の政策的取組や産業の優位性等を内外に広く発信

計画期間

2018年度(平成30年度)から2022年度までの5年間

対象業種

本県経済のけん引役であるとともに、県民生活を豊かにする上で重要な役割を果たす「製造業(ものづくり産業)」を本プランの対象業種とします。

一方で、製造業が、昨今の急速な価値観の変化等に対応していくためには、単に加工・組立により付加価値を生み出す従来のビジネスモデルから、経済社会の課題解決ニーズに応える製品・サービスの開発・提供などにより、新たな付加価値を生み出すビジネスモデルへの転換が必要となります。

そこで、本プランでは製造業と製造業以外の業種が連携した取組についても積極的に展開していきます。

本プランに位置付ける 長野県製造業の課題

- ・製造品出荷額等や付加価値額は、リーマン・ショック以降回復傾向にはあるものの、リーマン・ショック前の水準まで回復しておらず、回復度合いは全国を下回る状況が続いています。
- ・人口減少、少子・高齢化等により、製造業の担い手が減り続けています。
- ・「専門的・技術的職業」、「生産工程の職業」など、製造業に関係する職業において、人材の確保が難しくなっています。
- ・ITバブル崩壊以降、全国に比べて設備投資が抑制された影響から、県内製造業の生産設備は老朽化が進展し、生産性の低下を招いている可能性があります。
- ・IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等の技術革新や次世代自動車の普及に伴う自動車産業の構造変化など、製造業を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応する必要があります。
- ・価値観の多様化による付加価値モデルの急速な変化や製造業における大企業と中小企業の関係の変化に対応する必要があります。

本プランの総括的な目標値

これらの課題は、全てが本県製造業の「稼ぐ力」に直結するものであり、IoT等の革新的な技術の導入による生産性の向上や多様化する顧客の価値観に対応したビジネスモデルの構築などによって、これらを解決することにより、本県製造業の「稼ぐ力」(=付加価値額)の向上が期待されます。

長野県製造業が今後も引き続き本県経済のけん引役を果たしていくためには、国際競争力を有し、高い付加価値を生み出す産業体質へ転換していくことが求められます。本プランでは、本県製造業の主要な課題として、「国際競争力を有する高付加価値型産業への体質転換」を位置付け、この課題を解決するために「長野県製造業の付加価値創出力」を高めてまいります。

平成27年の長野県製造業の「付加価値額」については、全国順位は16位となっていますが、付加

価値額を従業者数で除した「従業者一人当たり付加価値額」については、全国順位は29位となっており、全国平均よりも14.5%低くなっています。従って、「長野県製造業の付加価値創出力」を高めるためには、「従業者一人当たり付加価値額」を高めることが必要となります。

このことを踏まえ、本プランの総括的な目標値の指標は、「製造業の従業者一人当たり付加価値額」としています。

そして、目標値は、2020年^{※1}における「製造業の従業者一人当たり付加価値額」1,260万円とします。これは、県内において、新たな事業活動に積極的にチャレンジしようとする企業が目標として掲げる経営指標などを踏まえて設定^{※2}しており、長野県の2015年（平成27年）の実績額1,117万円よりも143万円（12.8%）、過去最高額である2011年（平成23年）の実績額1,198万円よりも62万円（5.2%）上回っています。

※1 目標値設定年次については、計画最終年度の実績を評価する2023年度に実績値が把握できる2020年としている。

※2 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の申請企業（平成26年1月以降の製造業関係の申請企業87社）が目標として掲げる計画期間（5年間）中の「従業者一人当たり付加価値額」の伸び率3.4%/年（87社の平均値）などを使って算出。

総括的な目標値は、本プランの総括的な目指すべき姿である「産業イノベーションの創出に向けて、積極果敢にチャレンジするものづくり産業の集積」を実現した状態を示すものです。また、本プランに基づき実施する重点施策やプロジェクトの取組に加え、長野県内の企業、大学、産業支援機関、行政機関、金融機関などが実施する様々な取組との共創により、その達成を目指すものであって、県や県内の関係機関の取組を総合的に評価するものです。

【本プランの総括的な目標値】

2020年における「製造業の従業者一人当たり付加価値額」1,260万円

目指すべき姿

確かな暮らしが営まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～ 【しあわせ信州創造プラン2.0基本目標】

製造業振興の面から支える

産業イノベーションの創出に向けて、積極果敢にチャレンジする ものづくり産業の集積

目指す姿①

産業イノベーションの創出に向けた活動に取り組む企業の増加

目指す姿②

県内各地域における、国際競争力を有する高付加価値型の次世代産業の集積形成

実現する道筋

産業イノベーション創出活動

県内企業による産業イノベーション創出活動の入口から出口までを支援

ワンストップ、ハンズオン型の一貫支援ができる統括的な支援体制の整備

提供する施策や整備する統括的支援体制を活かした創業支援や企業誘致

次世代産業クラスターの形成

競争優位性を持つ県内産業の核を基にした、産業集積形成活動が促進されるよう、産学官金の共創によるプロジェクトを県内全域で実施

プロジェクトの課題解決や連携・相互補完等を支援するなど、戦略的にマネジメントを行う統括的推進体制の整備

重点施策

- ①産業イノベーション創出研究開発
- ②AI・IoT等先端技術活用型新事業創出
- ③課題解決型企業群形成
- ④地域資源活用
- ⑤マーケティング力強化
- ⑥産業人材育成
- ⑦産業人材確保
- ⑧起業・スタートアップ
- ⑨産業集積及び投資促進

プロジェクト

《健康・医療分野》

- ブレメディカルケア産業の集積
- 材料・精密技術等の融合による健康・医療機器関連産業の集積
- 東信州広域連携による次世代自立支援機器・産業機器製造業の集積
- 超精密加工技術による医療・ヘルスケア機器分野への参入企業の集積
- オープンイノベーションによる日常生活動作支援産業の集積

- 健康増進と経済活性化に寄与する食品関連製造業の集積
- すんき等の発酵食品による地域のブランディングを通じた産業の集積
- 住民参加型の健康・医療関連産業の集積
- ヘルスツーリズムの活性化に資する農商工連携型産業の集積
- からだに優しい食品製造業の集積
- 地域資源を活用した発酵食品・機能性食品産業の集積

《環境・エネルギー》

- 信州カラマツ活用型産業の集積形成
 - 「水浄化関連技術」の事業化を通じた関連産業の集積
 - ゼロエミッション生産技術による環境調和型産業の集積
 - 高度科学的手法による未利用バイオマス新規活用産業の集積形成
- 《次世代交通分野》
- 航空機システム産業の集積

総合的な目指すべき姿が実現されたイメージ

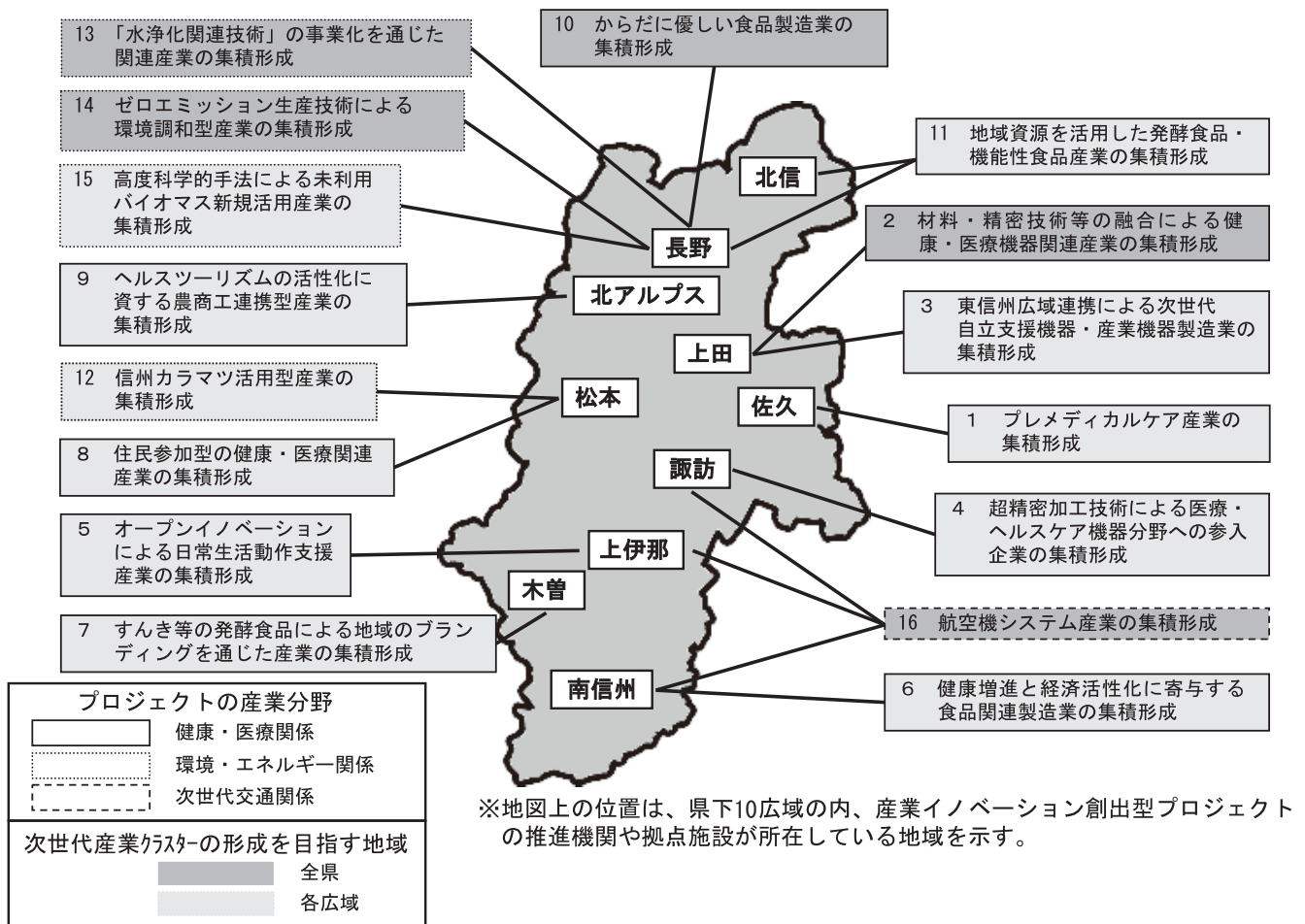
EPA／FTAの締結国



目指すべき姿を実現する9の重点施策

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ① 産業イノベーション創出研究開発支援 | ⑥ 産業人材育成支援 |
| ② AI・IoT等先端技術活用型新事業創出支援 | ⑦ 産業人材確保支援 |
| ③ 課題解決型企业群形成支援 | ⑧ 起業・スタートアップ支援 |
| ④ 地域資源活用支援 | ⑨ 産業集積及び投資促進 |
| ⑤ マーケティング力強化支援 | |

目指すべき姿を実現する16のプロジェクト



おわりに

県としては、このプランを「旗印」に、「学びと自治の力」を推進エンジンとして、県内企業をはじめ、関係機関との「共創」により、プランの目指すべき姿である「産業イノベーションの創出に向けて、積極果敢にチャレンジするものづくり産業の集積」を実現し、「産業の生産性が高い県」を目指してまいります。

長野県産業労働部産業政策課

「国民の森林づくり推進功労者に対する感謝状」を受賞

～東信木材センター協同組合連合会～

5月1日、小諸市の東信木材センター協同組合連合会が林野庁より、国民の森林づくり推進功労者に対する感謝状を贈呈されました。

「国民の森林づくり推進功労者に対する感謝状」は林野庁が毎年度各管理局管内で、「国民の森林」としての管理経営を推進している国有林において、森林づくりや森林環境保護、国産材利用の推進など「国民の森林づくり」の推進に貢献している市民団体等に対して贈られているものです。

東信木材センター協同組合は、昭和62年にカラマツを主体とする県産材の需要拡大と円滑な流通を目的に設立されました。丸太を1円でも高く売りたい素材生産業者等と丸太を1円でも安く買いたい製材業者等の12団体が会員であることが特徴です。

今回の感謝状の受賞に際して本連合会の取り組みにより、地元製材工場への原木安定供給を担うと同時に、森林組合や素材生産業者の雇用安定、利用期を迎えたカラ松の利用拡大等、地域課題に貢献していることも高く評価された結果とのことです。

小相沢専務理事は、「今後も引き続き、県産材の需要拡大と、会員である素材開發生産業者と製材業者等にとって有益である事業を展開していきたい」と話されました。



木で作られた感謝状

平成30年度通常総会を開催

～長野県中小企業青年中央会～

6月15日、長野市「ホテルメトロポリタン長野」にて、長野県中小企業青年中央会の平成30年度通常総会が開催されました。

総会では、任期満了に伴う役員改選が行われ、吉江慎太郎会長に代わり長野市に本社を置く明和印刷株式会社代表取締役の高木大輔氏が新たな会長に選出されました。高木新会長は「異業種と交流できる場である青年中央会の事業を活発に実施していきたい」と就任の挨拶を述べられました。

総会に引き続いて行われた講演会では、株式会社りんごの木島田良代表取締役をお招きし、「小さな企業のブランド戦略」と題してご講演いただきました。一般財団法人ブランド・マネージャー認定協会のトレーナーとしても活躍する同氏より、ブランドやブランディング



の仕組みなどについて分かりやすくご説明いただきました。

講演会終了後の会員交流会では、会員相互に懇親を深め、盛会のうちに終了しました。

青年中央会では、新規会員を募集しています。青年中央会の活動をぜひ活用してみませんか。詳しくは、本会の各指導員にお尋ねください。

長野県経営品質協議会の通常総会を開催

6月22日、長野市「ホテルメトロポリタン長野」にて、長野県経営品質協議会(事務局：長野県中小企業団体中央会)の平成30年度通常総会が開催されました。

総会に続いて開催された記念講演会では、万協製薬株式会社の松浦信男代表取締役社長をお招きして、「持続型経営品質向上企業へのススメ～持続活動が更なる価値を生み出す、人材確保・定着～」をテーマにご講演いただきました。

阪神淡路大震災で工場全壊を機に神戸から三重に拠点を移し、「経営品質」を灯に経営に邁進した結果、2009年に経営品質賞を初受賞しました。そしてグローバルな製薬業界の再編の中で、CS、ESに基づく経営品質活動により、組織の仕組みづくりを強化しました。業績・組織が倍



になったことを契機に、同社は2017年に2度目の経営品質賞を受賞しました。松浦社長は、「企業経営においては、顧客や市場の視点から見た経営の質が重要であり、組織全体が顧客に信頼される必要がある」と話されました。

長野県経営品質協議会では「長野県経営品質賞」の事務局を務めるとともに、県内の活力ある組織や企業の自己革新能力を高め、競争を勝ち抜く強いビジネスモデルを構築する一助を提供しています。

「新規学卒者の採用枠拡大」にご協力ください

7月12日、長野県教育委員会の原山隆一教育長及び長野県教育委員会の担当者が本会を訪問され、長野県教育委員会教育長、長野県県民文化部長、長野県産業労働部長の連名による「中学校・高等学校・特別支援学校の新規卒業者の採用枠拡大等について」の要請を本会の佐々木正孝専務理事に手渡すとともに、特別支援学校高等部生の職場実習の更なる受け入れ先拡大についても要請されました。

原山教育長は、「企業の採用意欲が高いことから高校生の就職希望者は増加しており、就職内定率も高い水準を保っている。今後も引き続き、採用枠の拡大・維持にご協力いただきたい」と話されました。

また同日、長野県高等学校長会長の今井義明松本深志高等学校長及び長野県高等学校長会の各部長が本会を訪問され、「高校生のための就職枠拡大」に関する協力要請を佐々木専務理事に手渡され、地域企業と高校の連携による雇用の確保について要望されました。

地域の新規卒業者の雇用確保に関し、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。



要請を手渡す原山教育長（左）と佐々木専務理事（右）

●平成30年度通常総会を開催

全国中央会は、6月29日、ANAインターコンチネンタルホテル東京(東京都港区)において、平成30年度通常総会を開催しました。

総会では、平成29年度決算関係書類および事業報告書ならびに平成30年度事業計画および収支予算、定款一部変更、規約・規程等の変更等すべての議案が承認を受けたほか、役員・評議員の補充が行われました。

総会には、平木大作経済産業大臣政務官、牧原秀樹厚生労働副大臣、野中厚農林水産大臣政務官、安藤久佳中小企業庁長官、苗村公嗣中小企業庁経営支援部経営支援課長、小野稔農林水産省食料産業局審議官、関根正裕株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長、田中一穂株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁、高田坦史独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長ほか多数の来賓が出席されました。



来賓・関根商工中金代表取締役社長

●全国官公需適格組合協議会 平成30年度通常総会を開催

全国官公需適格組合協議会は、6月21日、ホテル日航熊本(熊本県熊本市)において、平成30年度通常総会を開催しました。

通常総会では、越田会長の開会挨拶後、平成29年度事業報告書・収支報告書・貸借対照表および剰余金処分(案)、平成30年度事業計画および収支予算(案)、平成30年度会費の賦課基準およびその納入方法(案)、平成30年度通常総会決議事項(案)、役員改選等について審議し、満場一致で可決・承認されました。新会長には神奈川県官公需適格組合協議会会長の高橋秀美氏が選任されました。

通常総会終了後には、受注力強化セミナーを開催し、全国中央会及川勝事務局次長の主催者挨拶、続いて熊本県磯田淳商工観光労働部長より来賓挨拶が行われました。基調講演では、事継舎佐藤雅信代表より「BCPによる事業継続性の強化と組合の取引量強化に向け



開会挨拶・越田会長



受注力強化セミナー開催風景

て」と題した講演が行われ、その後、山鹿市管工事業協同組合有働建蔵理事より「IT化による組合再生」、藤沢市資源循環協同組合金子義之所長および慶應義塾大学環境情報学部中澤仁准教授より「藤沢市の環境行政へのIoT活用」、島根県ビルメンテナンス協同組合古瀬誠一専務理事および島根県内藤隆総務部次長より「県有施設管理業務の一元化」について事例発表が行われました。

第5回

市町村の イチオシ!

信州ならではの特色ある市町村のイチオシをご紹介します。



飯田市章
(昭和32年10月3日制定)

Iida City

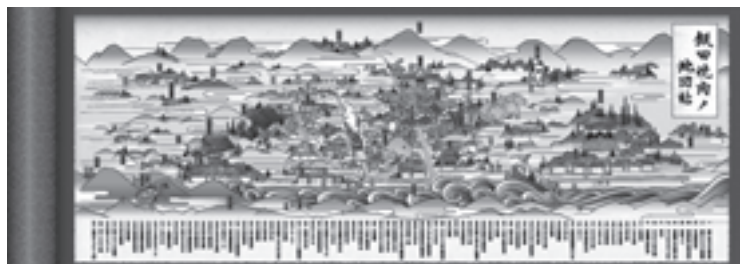
飯田市



結い(Ui) ターンイメージ
キャラクター「ゆいたん」

飯田市は「日本一の焼肉の街」!

長野県南部に位置する飯田市には、焼肉を楽しめるお店が約70軒もあります。人口からみても、1万人あたりの焼肉店舗数が5.32軒(平成29年1月時点、南信州畜産物ブランド推進協議会調べ)と全国の市の中で最も多く、市内のあちこちで焼肉店を目にすることができます。モツ(内臓)や羊肉(マトン)が多くの焼肉店のメニューに名を連ね、飯田の人々に親しまれています。



飯田焼肉ノ地図帖

また、地区の行事や作業の慰労会、懇親会、仕事帰りなどのさまざまな場面で、コミュニケーションの場として焼肉が日常的に親しまれており、マイ鉄板を所有する人や自家製のタレを作っている家庭もあるほど、焼肉文化が市民の中に根付いています。

飯田市にお越しの際は、「日本一の焼肉の街」で、ぜひ焼肉を楽しんでみてください。

問い合わせ：南信州畜産物ブランド推進協議会(飯田市産業経済部 農業課内) ☎0265-21-3217



「飯田丘のまちバル」に参加してみませんか?

個性的で魅力ある飲食店が増加する飯田の中心市街地。まちなかを回遊しながら飲食店を知ってもらい、恒常的なまちなかの賑わいを創出しようと「飯田丘のまちバル」を開催しています。

参加するのはとっても簡単! チケットを購入し、参加店60店舗の中から好きなお店を5店舗巡ります。各店では1ドリンク+1フードが提供されます。若い人たちから家族連れまで楽しんでいただけます。一夜限りのシールドルバーも出店。りんご並木のある中心市街地を歩いて、美味しいお酒や食べ物を味わってください。



【第3回飯田丘のまちバル】 <http://okabal.xyz/>

平成30年8月19日(日) 11:00 オープニング

11:30 参加店オープン

○前売チケット 1冊3,500円(5枚綴り)

○当日チケット 1冊4,000円(5枚綴り)

全国へ、世界へ挑戦する 経営者を支援するI-Port

新事業創出支援協議会I-Portは、長野県、飯田商工会議所、中部経済連合会、JETRO長野、市内各金融機関、県中小企業診断協会、県中小企業振興センターなど16機関が加盟するビジネス支援組織です。リニアや三遠南信自動車道の開通を控えて、当市に本拠を置きつつ、大都市や海外の市場へと力強い成長を目指す事業を重点支援しており、市と商工会議所で共同相談窓口を設置しています。各支援機関は、支援事業者にはピッタリな支援メニューを持ち寄ってワンストップ型円卓会議にて多彩な支援メニューを作り、連携支援します。支援事業者を紹介する専用サイト「ハジメマシテ、飯田」では、支援事業者

の思い溢れる仕事ぶりなども楽しくお伝えしています。

I-Portから
世界へ漕ぎ出す飯田の事業者を応援しています!



飯田市長
牧野 光朗

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.117

有限会社小林精螺製作所（長野市）

「バリ取り」の課題をクリアし、加工径の拡大、高度複合形状品、時間短縮、コストダウンを実現。



今なお現役のろくろ旋盤

ろくろもNCも。新旧技術が一体に

「精螺（せいら）」とは、精密なネジの意味。小林精螺製作所は1956年、電気関係のネジの旋盤加工事業で創業しました。「ろくろ旋盤で簡単なものを作っていました」と小林哲三社長。その社名に同社の歴史が刻まれています。



直径25ミリ以下の金属部品が主体

以来、ろくろ旋盤から自動旋盤、NC加工機と最新の機械設備を導入し、より精度の高い金属切削加工技術を追求。電気・機械部品や自動車・建設機械・産業機器など、直径25ミリ以下の小型部品の高精度加工に実績を上げてきました。工場内はNC加工機を中心に設備がぎっしり。一方で創業当時のろくろ旋盤も現役で稼動し、新旧技術が一体となって同社の品質を実現しています。

ところがリーマンショック以降、主要顧客だった大手企業の海外生産シフトにより受注が激減し、業績が悪化。その後業績は何とか持ち直しましたが、必死の営業活動を強いられました。この経験から、加工径の拡大、高度複合形状品の加工、そしてコストダウンと納期前倒しなどの厳しい顧客要求に応え、さらに新規顧客獲得も図るため、最新設備の導入と技術高度化を図ることが課題となりました。

「バリ取り」の後工程の削除実現



7軸タイプの最新鋭複合加工機

「量産品はすべてNCで加工していますが、穴開け加工時に出るバリが永遠のテーマ」と小林社長。同社では従来、小さな部品一つ一つ手作業でバリ取りを行っています。「例えば、穴が4つある部品を月1千個作る場合、バリ取りを手作業で4千回しなければならない。

その手間と時間、コストたるや大変です」

そこで同社はものづくり補助金を活用し、直径32ミリまで加工できる7軸タイプの最新鋭複合加工機を導入。加工時間を大幅に短縮し、後加工（バリ取り）工程を削除することが可能になりました。価格競争力の強化と生産性の向上を実現し、今後さらに複雑加工品や難削材部品の取り込みも図っていく計画です。

「加工径は広がりましたが、小さい部品に特化していく基本は変わりません。今回導入した機械で地道に実績をつくりつつ、ゆくゆくはさらに複雑な形状や難削材の加工ができる機械を導入したいと思っています」

そう話すのは社長の子息、小林圭吾専務。最新のNCはもちろん、ろくろ旋盤も使いこなす、祖父、父親と三代続く金属加工技術者です。「工場が設備で手狭になり効率が良くない。もう少し広いと



NC加工機でぎっしりの工場

ころにという“野望”はあるんですが…」そう話す小林専務の表情にもどこか余裕が感じられます。



有限会社小林精螺製作所

代表 代表取締役 小林哲三

創業 1956（昭和31）年4月

資本金 300万円

本社 長野市大豆島5060-6

TEL.026-221-0546 FAX.026-221-5144

事業内容 金属切削加工



世界最高レベルの高周波同軸コネクタの開発で次世代大容量・高速通信技術の実現に貢献。



宇宙用同軸ケーブルアセンブリの開発を可能にしたケーブル曲げ機

日本初の0.8mmコネクタを開発

麻績村の田園地帯に静かにたたずむワカ製作所麻績工場。ここは無線通信用高周波同軸コネクタ・ケーブルの開発・製造



高周波同軸製品

で日本をリードする同社のメインファクトリーです。

1958年東京で創業当初からソニーと取引を始め、AV関係のピンジャックやコネクタを多数供給。携帯音楽プレーヤー「ウォークマン」やゲーム機「プレイステーション」のコネクタや電子部品なども開発から手がけました。64年にはより広い生産拠点を求め、創業者の父親の出身地だった麻績村に工場を移転。73年には安曇野市明科に松本工場を開設しました。

しかし80年代後半、民生用製品を韓国の子会社に生産移管し、国内では無線通信用の高い周波数が求められる同軸コネクタの開発・製造に特化することを決めました。

「87年に18GHz（ギガヘルツ）、90年代に40GHz、65GHzに対応、99年には、日本初の110GHz対応コネクタの開発、量産化に成功しました。実際にはまだ用途がなかったのですが、市場に需要が生まれる前に高い技術を確立しておきたいと考えたのです」と若林佳之助社長。さらに2016年、ものづくり補助金を活用し次世代大容量・高速通信技術の実現に貢献する日本初の0.8mm（～145GHz）コネクタを開発しました（「NAGANOものづくりエクセレンス2017」認定）。

同軸メーカーから高周波部品メーカーへ



0.8mmコネクタの設計・検証を行うネットワークアナライザ

同社の高周波同軸コネクタ・ケーブルは無線通信設備、光伝送装置、MRIなどの医療機器の他、半導体デバイス計測装置、管制レーダー、

航空レーダー、衛星通信、人工衛星など多くの先端分野で活躍。

同軸コネクタ分野で国内唯一のJAXA認定メーカーであり、JAXA規格による宇宙用同軸ケーブルアセンブリの開発など宇宙レベルの品質が高く評価されています。さらに研究開発が進む、8K映像の非圧縮信号無線伝送や建設機械の自動運転システムなどに使われる高精度レーダーなどで、0.8mmコネクタの需要の高まりが期待されています。

もっとも若林社長は、同軸で実現できる周波数帯は頂点に達しつつあると考えています。「同軸コネクタメーカーから、高周波部品メーカーへ。金属加工だけでなく、いろいろな構造を考えながら、あらゆる方法で高周波信号を伝送するという視点で事業展開していきたいと考えています」

松本工場は産業用ケーブル、金属切削加工の製



人工衛星用セミリジッドケーブル国内唯一の生産体制構築

造拠点。新規事業としてリチウムイオンバッテリーに対応したソーラー充電モジュールの開発も手がけ、新たな事業軸の確立を目指しています。



株式会社ワカ製作所

代表 代表取締役社長 若林佳之助
創業 1958（昭和33）年4月
資本金 2,300万円
本社 東京都新宿区西新宿1-20-3
西新宿高木ビル6階



TEL03-6635-5410 FAX03-6635-5420
事業内容 高周波同軸事業、デジタルインターフェース事業、リチウムイオン電池事業、機械加工事業

弁護士の話

親族内承継 2 ～現経営者の債務・ 保証への対応～



弁護士 小林 和 彰 (長野市)

1 はじめに

前回のコラムでは、「承継後の安定的な経営を実現するための留意点」と題して、自社株式を後継者に集中させる必要性や方法を取り上げました。これは、現経営者のプラスの財産の話ですが、他方で、現経営者が会社経営のために債務や保証を負っていることもあります。

そこで、今回のコラムでは、債務や保証の承継についてお話ししたいと思います。

2 問題点

現経営者個人が、会社の事業資金のために債権者（本コラムでは金融機関を念頭に置きます）から借り入れをすることや、会社が借り入れをする際に、現経営者が個人保証（経営者保証）をすることがあります。

現経営者個人の債務や保証は、何らの対策も講じないまま現経営者が死亡すると、後継者以外にも相続人がいる場合にはその相続人も法定相続分に応じて債務や保証を承継することになります。この場合、相続人間において後継者が単独で債務や保証を承継すると合意することもあります。金融機関には合意の効力が及ばないため、例えば後継者が支払ができなくなったような場合には他の相続人との間に争いが生じ得ます。

会社の事業用資金に関する債務や保証であれば、現経営者の生前に、金融機関との協議により、経営者個人による会社のための借り入れを債務引受等により会社の債務に切り替えたり、保証人を後継者に切り替えたりすることも考えられますが、そのような処理がなされていない場合が多いようです。

もっとも、債務や保証が現経営者の生前に処理されているのが理想的ではありますが、単純に、後継者にこれらの負担を承継させるといっても、自ら進んで負担を受け入れることは勇気のいることです。実情に応じた対応が必要となります。

3 対応策

(1) 債務の圧縮及び金融機関との信頼関係の構築

後継者にとって、債務の承継には重い負担があるという懸念がありますので、その懸念を可能な限り払拭するために、経営改善等を通じた資金繰りの改善により債務の圧縮を図りながら、金融機関との信頼関係を構築することが重要とされています（中小企業庁・事業承継ガイドライン56頁）。

(2) 経営者保証に関するガイドラインに則した対応

経営者保証の課題・弊害を解消するため、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする経営者

保証に関するガイドライン研究会により、平成25年12月に、「経営者保証に関するガイドライン」が策定されました。

この経営者保証に関するガイドラインに則して、金融機関に対して既存の経営者保証の解除等の見直しを求めることができます。

この場合、現経営者や後継者において、次のような対応が必要となるとされています（経営者保証に関するガイドライン6(2)）。なお、これらの対応をすることは一朝一夕ではできませんので、長期的な視点のもと、事前計画を立てたうえで、金融機関との事前協議をしながら地道に取り組むことが必要とされます。

① 一般的な対応

主たる債務者（会社）及び後継者が対象債権者からの情報開示の要請に対し適時適切に対応すること。特に、経営者の交代により経営方針や事業計画等に変更が生じる場合には、その点についてより誠実かつ丁寧に説明すること。

② 現経営者との保証契約の解除を求める場合の対応

現経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有していないこと、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全がなされていること、会社の資産・収益力による借入返済能力等があること等について、根拠を示して説明すること。

③ 後継者との保証契約を締結する場合の対応

後継者は、会社と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること、会社と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと、会社のみ資産・収益力で借入返済が可能なこと等の要件が将来にわたって充足される見込みがあること等について必要な情報開示をし、保証の必要性がないことを示すこと。また、その結果、保証が必要とされる場合には、その必要性について債権者に十分な説明を求め、適切な保証金額の設定にとどめるよう求めること。

④ 会社が後継者による個人保証を提供することなしに、対象債権者から新たに資金調達をすることを希望する場合の対応

会社の経緯状況について、i 会社と後継者個人との関係の明確な区分・分離、ii 財務基盤の強化、iii 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保がなされていることを示すこと。

(3) 経営者保証に関するガイドラインを利用しない（できない）場合の対応

金融機関と協議を行い、金融機関の合意を得て、現経営者の保証契約を解除したり、債務免除を受けることが考えられます。通常、後継者と金融機関との間で新たな保証契約を締結することになりますので、金融機関、主たる債務者（会社）、現経営者及び後継者4者で合意書を免責的債務引受契約を締結することが多いです。

4 おわりに

現経営者の債務や保証の問題は金融機関との関係の裏返しでもあります。

以上で述べた対応策は、いずれも金融機関との信頼関係が構築できていなければ実現が難しくなってしまいます。

そのため、長期的な視点を持ちながら、誠実に会社経営を行い、それによって日頃から金融機関との信頼関係を構築していくことが重要であることがわかります。

平成30年8月より、70歳以上75歳未満の方の高額療養費制度が一部変更となりました

○制度改正により、現役並み所得者の所得区分が3つに細分化されます

※70歳未満の方の自己負担限度額は変更ありません。

〈見直し前（平成29年8月診察分から平成30年7月診療分まで）〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額		医療機関窓口提示物	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)	高齢受給者証	限度額適用認定証
①現役並み所得者 (高齢受給者証の負担割合が3割の方)	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	○	×
②一般所得者(①③④以外の方)	14,000円 (年間上限14万4千円)	57,600円	○	×
③低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円	○	○ 注1
④低所得者Ⅰ (③で所得が一定基準以下の方)		15,000円	○	○ 注1

〈見直し後（平成30年8月診察分から）〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額		医療機関窓口提示物	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)	高齢受給者証	限度額適用認定証
現役並み所得者	Ⅲ.標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	○	×
	Ⅱ.標準報酬月額53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	○	○
	Ⅰ.標準報酬月額28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	○	○
一般所得者	18,000円 (年間上限14万4千円)	57,600円	○	×
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	○	○ 注1
低所得者Ⅰ		15,000円	○	○ 注1

※ 自己負担限度額は、月単位(1日～末日まで)での計算となります。

※ 世帯＝協会けんぽに加入している被保険者と被扶養者

※ 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。

注1「限度額適用・標準負担額減額認定証」

現役並み所得者の区分が3つに細分化されることにより、Ⅰ、Ⅱに該当する方は限度額適用認定証が必要となります。入院などで医療費が自己負担限度額を超える場合は、「保険証」「高齢受給者証」「限度額適用認定証」の3点を医療機関窓口にご提示ください。なお、被保険者が現役並み所得者Ⅲ、一般所得者に該当する70歳以上の方は「保険証」「高齢受給者証」の2点、低所得者Ⅰ、Ⅱに該当される場合は「保険証」「高齢受給者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の3点をご提示ください。

平成30年度 ジェネリック医薬品使用促進セミナー

未来へつなぐこども医療

こどもを対象とした福祉医療制度が、受給者証に記載された自己負担金のお支払いにより医療サービスが受けられる「現物給付方式」に8月から変わります。制度が変わる機会に、お子さまの保護者の皆さまに、こども医療を支えるしくみをご説明し、こどもの受診や服薬に役立つ情報をお伝えるセミナーを開催します。

9月9日(日) 14:00～15:40
(開場13:30～)

諏訪市文化センター

(諏訪市湖岸通り5-12-18)

定員：100名

主催／全国健康保険協会長野支部

共催／諏訪市



講演① こども医療費の助成について

長野県

講演② こどもの薬の選び方・飲ませ方

長野県薬剤師会

報告① こどもの医療費とジェネリック医薬品について

協会けんぽ長野支部

報告② 諏訪市の健康づくりなどの取り組み状況について

諏訪市

協会けんぽ長野支部

検索

広報

イベント

全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪
毎月10日に健康情報配信中！
登録はこちらから→→



「時間外労働等改善助成金」(時間外労働上限設定コース)のご案内

このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

対象事業主

平成28年度または平成29年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主^(※1)で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者(単月に複数名行った場合も可)がいること。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修^(※2)
- ② 労働者に対する研修^(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新^(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新^(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新^(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含みます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は12月3日(月))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は2月15日(金))

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成30年度または平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

●上記の成果目標に加えて、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができます。

支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
	I 1企業当たりの上限200万円
	II 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額
	III 対象経費の合計額×補助率3/4 ^(※4)
	(※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Ⅱの上限額】

●上限設定の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(アに該当する場合を除く)	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(ア、イに該当する場合を除く)
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

●休日加算額

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円
4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	—
4週当たり6日	50万円	25万円	—	—
4週当たり5日	25万円	—	—	—



長野労働局 雇用環境・均等室

長野市中御所1-22-1 TEL: 026-223-0560

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
三井生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
三井生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込み取り扱いのことです。
- * 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- * 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央 1-21-8 三井生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585

<https://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820

松本営業部

TEL:0263-35-8519

飯田営業部 TEL:0265-24-4980

諏訪営業部 TEL:0266-52-1356

あづみ野営業部

TEL:0263-84-0256

東御営業部 TEL:0268-64-5413

上田営業部 TEL:0268-24-2755

佐久営業部

TEL:0267-62-0358

三井-KB-2018-2 (損保)B-2018-1 (2018.4)
B-2018-1011 (2018.4) 使用期限 2019.3.31

地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。

商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。

豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

商工中金



長野支店 026(234)0145

諏訪支店 0266(52)6600

松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

●長野電鉄権堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27

●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。



人を思う。未来を思う。

商工中金

県内企業が県外プロフェッショナル人材を雇用した場合、
就業中の給与等経費の一部を助成します。

「しあわせ信州UI」ターン就業補助金」のご案内

補助対象者	県内に事業所等を有し、県外のプロフェッショナル人材を県内で雇用しようとする法人または個人事業主 ※資本金・出資金の総額が10億円未満の法人、常時使用する従業員が1,000人未満の法人・個人事業主が対象です。
プロフェッショナル人材とは	概ね5年以上の勤務により事業の計画・運営などの実績を有し、受入先の企業で事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材
対象経費	企業が負担するプロフェッショナル人材に係る以下の経費 ①給与（給料、手当、出向負担金） ②本人及び家族の転居に要した経費 ③申請事業者の採用面接及び事業所の見学に要した経費（公共交通機関の使用に要した実費額）及び宿泊費（食費を除く） ④転居する住居の貸主に支払う礼金（後に貸主から返還されるものを除く。）
補助対象期間	試用就業の場合…雇用開始から3か月（有期雇用契約または出向契約の期間が限度） 正式採用の場合…雇用開始から2か月
補助率	対象経費①は1/2以内、ただし、重点分野（県ホームページに該当する分野を掲載）に就業の場合2/3以内、②は10万円以内、③は2万円以内、④は6万円以内で、それぞれ実費額について限度額以内で10/10を補助
手続きの流れ	補助金の認定・交付申請書は、就業開始14日前までに提出してください。 採用決定 (内定) ➡ 補助金の認定・ 交付申請手続き ➡ 雇用開始 ➡ 期間終了後に実績報告、 補助金の請求手続き ➡ 補助金の支給

お問い合わせ・申請書提出先（申請前に必ずお問い合わせください。）
長野県庁 産業労働部 労働雇用課 雇用対策係
TEL：026-235-7201（直通）E-mail：koyotai@pref.nagano.lg.jp

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業
退職金
共済制度

「中退共」で検索！
<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

（国）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2018

8

No.501

第501号 平成30年8月10日発行
購読料年間 3,000円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

キャリア人材バンク

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の就業を支援します。

登録のおすすめ（事業主経由登録）

【利用料】
無料

全国ネットの
出向・移籍の専門機関

設立以来19万人の支援実績
在職中からの再就職を支援

幅広いデータベース

ハローワークや経済団体などと連携し豊富な人材情報を提供しています。



確かな実績と信頼

昭和62年に経済・産業団体と国の協力で設立された公益財団法人です。

登録対象者

キャリア人材バンクに登録できる方

60歳以上の在職者で下記のいずれにも該当する方が対象です
66歳以降も働き続けられる就業について仲介・あっせんを行います

1 雇用契約期間の満了（※）後に再就職を希望する方

※ 定年、継続雇用終了、有期雇用契約期間満了により、離職する場合をいいます

2 自らの能力・経験を生かして働くことを希望する方

3 66歳以降も働くことを希望する方

◎ 登録は事業主経由で受付をおこないます



公益財団法人 **産業雇用安定センター** <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

長野事務所

長野県長野市栗田源田窪1000-1
TEL 026-229-0555
FAX 026-229-0333

